

商 品 名 ( 愛 称 )	当座預金										
販 売 対 象	・法人および個人の方 (ただし、当座預金の開設には当金庫の審査があります。)										
期 間	・期間の定めはありません。										
預 入											
(1) 預 入 方 法	・随時預入できます。										
(2) 預 入 金 額	・1円以上										
(3) 預 入 単 位	・1円単位										
払 戻 方 法	・小切手が支払日のために呈示された場合または手形が呈示期間内に支払いのために呈示された場合に支払います。										
利 息											
(1) 適 用 金 利	・お利息はつきません。										
(2) 利 払 方 法											
(3) 計 算 方 法											
税 金	—										
手 数 料	・手形用紙、小切手用紙の発行については当金庫が定める手数料をいただきます。										
付加できる特約事項	—										
中途解約時の取扱い	—										
金 利 情 報 の 入 手 方 法	—										
そ の 他 参 考 と な る 事 項	—										
預 金 保 険 に つ い て	預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって全額保護の対象となります。										
苦 情 処 理 措 置 ・ 紛 争 解 決 措 置	<p>苦情等は当金庫営業日にお取引店またはお客様相談室(9時～17時):電話(0855-22-1851)へお申し出ください。</p> <p>* お客様の個人情報は苦情等の解決を図るため、またお客様とのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。</p> <p>当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記相談室にご相談ください。</p> <table border="1" data-bbox="560 1697 1305 2049"> <thead> <tr> <th colspan="2">全国しんきん相談所 (一般社団法人全国信用金庫協会)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住 所</td> <td>〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7</td> </tr> <tr> <td>電 話 番 号</td> <td>03-3517-5825</td> </tr> <tr> <td>受 付 日 時 間</td> <td>月～金(祝日、12月31日～1月3日を除く) 9:00～17:00</td> </tr> <tr> <td>受 付 媒 体</td> <td>電話、手紙、面談</td> </tr> </tbody> </table>	全国しんきん相談所 (一般社団法人全国信用金庫協会)		住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7	電 話 番 号	03-3517-5825	受 付 日 時 間	月～金(祝日、12月31日～1月3日を除く) 9:00～17:00	受 付 媒 体	電話、手紙、面談
全国しんきん相談所 (一般社団法人全国信用金庫協会)											
住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7										
電 話 番 号	03-3517-5825										
受 付 日 時 間	月～金(祝日、12月31日～1月3日を除く) 9:00～17:00										
受 付 媒 体	電話、手紙、面談										

商 品 名 ( 愛 称 )	当座預金			
	東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、相談室または上記全国しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。			
	東京三弁護士会			
	名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
	住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3
	電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
	受付日 時 間	月～金(祝日、年末年始 除く) 9:30～12:00、 13:00～15:00	月～金(祝日、年末年始 除く) 10:00～12:00、 13:00～16:00	月～金(祝日、年末年始 除く) 9:30～12:00、 13:00～17:00
<p>東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、次の(1)、(2)の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。</p> <p>なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫相談室にお尋ねいただくか、東京三弁護士会のホームページまたは当金庫ホームページ(<a href="http://www.shinkin.co.jp/nihonkai/">http://www.shinkin.co.jp/nihonkai/</a>)をご覧ください。</p> <p>(1)現地調停</p> <p>東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあたります。</p> <p>例えば、お客さまは、広島弁護士会の仲裁センター等にお越しいただき、当該弁護士会の調停人とは面談で、東京三弁護士会の調停人とはテレビ会議システム等を通じてお話しいただくことにより、手続きを進めることができます。</p> <p>(2)移管調停</p> <p>当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。</p> <p>例えば、広島弁護士会の仲裁センター等に案件を移管し、当該弁護士会の仲裁センター等で手続きを進めることができます。</p>				

## 日本海信用金庫